

令和7年第3回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和7年12月26日 開会

令和7年12月26日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和7年第3回新十津川町議会臨時会

令和7年12月26日（金曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 発議第6号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第58号 新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第59号 令和7年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）

○出席議員（9名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
4番	三師優美君	5番	大畠光敬君
7番	杉本初美君	8番	鈴井康裕君
9番	樋坂里子君	10番	西内陽美君
11番	小玉博崇君		

○欠席議員（1名）

3番 深瀬美奈子君

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	佐藤武久君
保健福祉課長	窪田謙治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	鎌田章宏君
建設課長	千石哲也君

会計管理者 平 川 宏 之 君
教育委員会事務局長 小 松 敬 典 君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 下 佳 則 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和7年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、9名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、加藤敏晃議員。2番、工藤健議員。両議員を指名いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
報告を求めます。
鈴木議会運営委員長。

[議会運営委員長 鈴木康裕君登壇]

- 議会運営委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。議長の指示がありましたので、議会運営委員会からの報告をいたしたいと思っております。

日時、場所、出席者については、記載のとおり。説明員として、寺田副町長、久保田総務課長にお越しいただきました。

協議結果でございます。

(1) 付議案件は、条例の一部改正1件、令和7年度会計補正予算1件の計2件である旨、総務課長から説明を受けております。

(2) 議員発議による議案は、条例の一部改正の1件である旨、議会事務局長から報告を受けております。

(3) 令和7年第3回町議会臨時会の会期は、12月26日の1日間とする。

(4) 日程については、裏面の記載のとおり執り進める。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

- 議長（小玉博崇君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
-

◎会期の決定

- 議長（小玉博崇君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、発議第6号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、鈴木康裕議員。

〔議会運営委員長 鈴木康裕君登壇〕

○議会運営委員長（鈴木康裕君） 議長からご指示をいただきましたので、発議第6号に關しての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出するものでございます。

提出者と賛成者は、記載のとおりでございます。

次頁をお開きいただきたいと思います。

発議第6号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

令和7年8月の人事院勧告に鑑み、町議会議員の期末手当に関し所要の改定を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

今回の改正の概要ですが、町議会議員の期末手当を年間4.6月から4.65月に引き上げ、令和7年12月に支給される期末手当の率を2.35月に、令和8年度以降に支給される6月及び12月の期末手当の率をそれぞれ2.325月に改定するというものでございます。

続いて、内容説明をいたします。

議案とともに新旧対照表がお手元に配付されておりますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思います。

第1条、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項、100分の230を100分の235に改める。

第2条、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、100分の235を100分の232.5に改めるものでございます。

附則でございます。

第1項として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年

4月1日から施行する。

第2項として、第1条の規定による改正後の新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用するとしてございます。

附則第3号は、期末手当の内払に関する規定で、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づき支給された期末手当は、改正後の条例による条例の規定による期末手当の内払とみなすとしてございます。

以上で、発議第6号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第58号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 改めまして、おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、提案理由と内容の説明を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第58号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

2ページをお開きください。

提案理由でございます。

令和7年8月の人事院勧告に鑑み、町長、副町長及び教育長並びに職員の給与等に関し所要の改定を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） おはようございます。議長よりご指示いただきましたので、ただいま上程いただきました議案第58号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、提案理由にもありましたように、人事院勧告に準拠し、令和7年度以降の給与等について所要の改正を行いたいとするものですが、臨時国会の召集、審議が遅れまして、冬のボーナス支給基準日であります12月1日までに国家公務員給与法の改正がなされず、今回の臨時会での改正提案となったものでございます。

なお、12月16日に法案成立となっております。

本年8月に示された令和7年度人事院勧告における本条例に関わる給与改正の概要でございますが、大きく3点ございまして、一つ目が、民間給与との較差3.62パーセントを解消するための給料表の水準引上げ。

二つ目が、民間ボーナスの支給割合との均衡を図るため、一時金である期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025か月分、全体で0.05か月分の引上げ。

三つ目が、民間の通勤手当の支給状況等を踏まえた引上げとなっております。

それでは、改正条文の説明を申し上げます。

お手元に配付しております新旧対照表も併せて参照いただきますようお願いいたします。

はじめに、新旧対照表の1ページをご覧ください。

一部改正条例、第1条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正。

第8条の3、通勤手当。第13条、期末手当。第13条の4、勤勉手当。別表の給料表のそれぞれの改正でございます。

第8条の3、第2項第2号は、通勤手当についてございまして、使用距離区分に応じた支給額の規定でございまして、ウ、片道が10キロ以上15キロ未満は7,100円だったものを7,300円に、エとしまして、片道が15キロ以上20キロ未満は10,000円のところ10,400円に、オとして、片道が20キロ以上25キロ未満は12,900円から13,500円に、カとして、片道が25キロ以上は15,800円から16,600円に改正するものでございます。

2ページをご覧ください。

第13条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の者の期末手当支給割合についての規定で、支給割合100分の125を、今年度の勧告に沿いまして0.025か月分を引き上げ、100分の127.5に改正するもので、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当支給割合について、同様の勧告に沿いまして、支給割合を0.025か月分引き上げ、支給割合を100

分の72.5に改正するものでございます。

また、第13条の4第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外のものの勤勉手当支給割合についての規定でございまして、3ページをご覧いただき、支給割合が100分の105を勧告に沿って0.025か月分引き上げ、100分の107.5に改正するもので、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当支給割合について、勧告に沿った支給割合として0.025か月分引き上げ、支給割合を100分の52.5に改正するものです。

次に、一度議案1ページにお戻りいただきたく思います。

第1条の後段となります。

別表第1及び別表第2の改正でございまして、これは、行政職給料表、医療職給料表の改正で、3ページから11ページとなります。

なお、新旧対照表につきましては、7ページ以降が新旧の給料表となります。

今回の改正においては、採用市場での競争力向上としまして、初任給、そして若年層に重点を置きつつも、その他の職員も昨年を上回る大幅な引上げの改定がなされてございます。高卒者の初任給で12,300円を引き上げ、大卒程度の初任給でいきますと12,000円の引上げとなっております。行政職における平均給与改定率は3.8パーセントとなっております。

再び、新旧対照表にお戻りいただきまして、3ページ中段をご覧ください。

一部改正条例、第2条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正。

第13条、期末手当及び第13条の4の勤勉手当でございまして。

それぞれの改正につきましては、来年、令和8年4月1日以降の期末手当、勤勉手当の支給割合を定めるもので、先ほど一部改正条例、第1条の改正案を更に改正し、平年の支給割合に改正する内容となっております。

第13条第2項は、期末手当の支給割合で、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係るもので、今年度の勧告に沿って引き上げた支給割合を0.0125か月分引き下げまして、6月、12月の支給割合を100分の126.25に改正するもので、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当支給割合についてで、勧告に沿って引き上げた支給割合を0.0125か月分引き下げ、支給割合を100分の71.25に改正するものです。

また、第13条の4、第2項第1号は、勤勉手当の支給割合で、4ページをご覧いただき、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係るもので、今年度の勧告に沿って引き上げた支給割合を0.0125か月分引き下げ、6月、12月の支給割合を100分の106.25に改正するもので、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に係るもので、勤勉手当支給割合を0.0125か月分引き下げ、6月、12月ともに100分の51.25に改正したいとするものでございます。

次に、一部改正条例、第3条関係、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当でございまして。

第2項は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を0.05か月分引き上げ、100分の230を100分の235に改正する内容でございまして。

次に、一部改正条例、第4条関係でございまして、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当でございまして、5ページをご覧ください。

第5条第2項の改正は、来年、令和8年4月1日以降の期末手当の支給割合を定めるもので、一部改正条例、第3条関係で改正しました支給割合を0.025か月分引き下げまして

100分の232.5に改正し、平年の一時金支給割合を定める内容となります。これは、国家公務員に準拠する一般職職員の支給率と同率に改定するものでございます。

これによって、理事者の年間の一時金支給割合は4.65か月となります。

次に、議案にお戻りいただきたいと思えます。1ページの下段の附則でございます。

第1項及び第2項は、施行期日等で、第1項、この条例は、公布の日から。ただし、第2条及び第4条の規定については、令和8年4月1日から施行したいとするもので、第2項第1号は、第1条の別表及び通勤手当に係る規定及び附則第5項の規定につきましても、令和7年4月1日に遡り適用したいとするもので、同項第2号は、第1条の期末勤勉手当に係る規定及び第3条の規定について、令和7年12月1日に遡り適用したいとするものでございます。

第3項及び第4項は、給与等の内払でございまして、第3項では、改正前の条例により支給された職員の給与、第4項では、町長等の期末手当につきましても、それぞれ改正前の規定に基づき支給された給与は、改正後の給与の内払とみなすことを定めてございます。

第5項は、会計年度任用職員の給与についてでございまして、給料表の改定に関わらず令和8年3月31日までは、改正前の給料表を適用する旨を定めるものでございます。

第6項は、規則委任に係る規定となっております。

最後に、今回の給料表の改定、期末、勤勉手当支給割合の改正により、職員に追加支給の額でございますが、理事者、一般職、職員分を合わせまして約2,057万円で、一人当たり平均で20万3,000円の見込みとなっております。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第58号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第59号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第59号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第4号。

令和7年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,707万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1,126万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

14ページから18ページは、第1表歳入歳出予算補正でございますので、お目通しのほどよろしく願いをいたします。

19ページの第2表繰越明許費補正の追加でございますが、物価高対応子育て応援手当支援事業において、支給対象者が令和8年3月31日生まれの新生児を含むことから、令和8年度に入って支給される見込みがあるので、10人分、20万円を上限に繰越明許費として設定するものでございます。

以降の説明につきましては、副町長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第59号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第4号の内容をご説明申し上げます。

はじめに、このたびの補正の概要についてでございますが、議員報酬及び職員人件費の追加計上、物価高対応子育て応援手当の支給に係る予算措置が主な補正内容となります。

それでは、補正の内容につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細書により、歳出から説明いたしますので、26、27ページをお開き願います。

1款1項1目議会費。補正額11万7千円。財源は、すべて一般財源となります。

補正の内容は、1番、議会議員人件費で、先ほどの発議第6号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正により、町議会議員の期末手当支給率を0.05か月分引き上げることとなりましたので、所要額について予算計上するものでございます。

続きまして、28、29ページとなります。

3款2項1目児童福祉費。補正額1,862万4千円。財源は、すべて物価高対応子育て応援手当支給に係る事業費及び事務費の国庫補助金で、一般財源31万9千円の減額は、人件費分の補助金を含め、補助金の全額をこの科目に充当していることによるものでございます。

内容を申し上げます。

15番、物価高対応子育て応援手当支給事業1,862万4千円は、物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を応援したいとするもので、児童手当受給対象児童を持つ父母等に、子ども1人当たり20,000円を支給するという内容になります。

支給対象者数は、令和8年3月31日までに生まれる新生児を含め、920人を見込んでの計上としております。

また、3月に出生予定のお子さんがいらっしゃることから、4月に入ってから申請を想定して、19ページのとおり、10人分、20万円について繰越明許費を設定することとしてございます。

事務費につきましては、人件費、事務用消耗品、郵券料、振込手数料など、全体で54万3千円を見込んでおりますが、会計年度任用職員2か月分の任用経費につきましては、32ページ、13款職員費において31万9千円を計上しております。

なお、今後の日程についてでございますが、支給に係る案内の発送が1月の末頃、支給開始を2月末頃と予定してございます。

次に、30、31ページをお開き願います。

9款1項1目消防総務費。補正額469万円。財源は、すべて一般財源となります。

補正の内容は、1番、滝川地区広域消防事務組合負担金で、令和7年8月の人事院勧告に係る消防職員の給与改定に係る予算不足額を計上するものでございます。

続きまして、32、33ページとなります。

13款1項1目職員費。補正額2,364万3千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。

1番、職員人件費2,332万4千円は、先ほど可決いただきました議案第58号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正により、必要となる人件費について予算計上するものでございます。

対象となる職員につきましては、特別職、一般職、再任用合わせて101人で、給料表並びに期末・勤勉手当支給割合の改定等により必要となる額は、給料で1,283万1千円、職員手当で774万1千円、共済費で275万2千円となります。

2番、会計年度任用職員人件費31万9千円は、先ほど説明いたしました児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事務に係る人件費分の補正となります。

以上が、歳出の説明となります。

次に、歳入の説明に移ります。

歳入は、議案書の22ページから25ページとなりますが、特定財源として扱うものにつきましては、歳出の部分でご説明いたしましたので、一般財源についてご説明いたします。

24、25ページをご覧ください。

20款1項1目繰越金。番号1番、前年度繰越金2,813万1千円は、繰越金の一部を補正

財源として計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第59号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、加藤敏晃議員。

○1番（加藤敏晃君） それではお伺いいたします。議案の28、29ページをお願いします。3款2項1目、事業番号15番、物価高対応子育て応援手当支給事業のところなんですが、13節の使用料及び賃借料で6万6千円計上しているところにつきまして、この子育て応援手当の支給事業で、こういったもので使用料、賃借料が発生するのか伺わせていただきたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） 1番議員の質疑にお答えをいたします。

使用料及び賃借料6万6千円の用途でございますが、応援手当の確認書を受給者の方に案内する際に、その確認書を作成するための複合機の印刷代ということで6万6千円を計上しております。以上です。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

ほか質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和7年第3回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。
皆さん、大変お疲れさまでした。

（午前10時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員